

## 平成25年度 美郷町農作業賃金・料金表が決まりました

美郷町農業委員会では、農家の皆様が農作業を依頼するときの目安となる農作業賃金・料金の標準額を定めています。

この金額はあくまでも標準額です。ほ場などの状況を考慮して料金を決めてください。

料 金	作 業	区 分	単 位	金額(円)	備 考
	耕 起		整 理 田	10a	5,300
未 整 理 田			5,800		
畑			5,800		
代かき		整 理 田	10a	5,700	荒がきは4,000円
		未 整 理 田		6,000	
田 植		整 理 田	10a	5,200	側条施肥1,000円 同時除草剤散布300円
		未 整 理 田		5,500	
		直 播		5,000	田植(直播)のみ
苗		緑 化 苗	1箱	500	病害虫防除剤使用の場合は別途料金
		稚 苗		600	
		中・成 苗		630	
		苗 運 搬		30	
	畦 畔 形 成		1m	40	
	請 負 防 除		10a	1,100	・大型スプレーヤーによるもの ・果樹を含む
刈 取		整 理 田	10a	14,500	・隅刈りを含む ・グレンタンク付を基本とする ・袋取りの場合は補助員を含む ・倒伏やぬかるみの場合は20%以上の増額を相互で協議
		未 整 理 田		15,000	
	籾 運 搬		10a	1,500	
	乾 燥 ・ 調 整		60kg	1,400	

※整理田はおおむね30a以上に区画されたほ場です。

※30a未満のほ場・不整形ほ場等は作業効率を勘案して相互に協議してください。

※燃料が高騰していますので、十分に考慮して料金を決めてください。

賃 金	区 分	単 位	金額(円)	備 考
	一般農作業(男女とも)	1日	6,500	
オペレーター	1時間	1,250		

## 農地賃借料(田)情報をお知らせします

平成21年12月に行われた農地法の改正により、農地の賃借料の目安として標準小作料が廃止されました。これに代わって農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことが法律に明記されています。改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地賃借料の地域の実勢をお知らせします。

今回の情報は、平成24年1月から12月までに農業委員会を經由して契約された賃貸借契約を集計した数値です。ほ場の面積や形状、収量、日照、水利条件などを勘案して貸し手と借り手の両者で協議のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用ください。

美郷町賃借料(田)	平均額	データ数	最高額	データ数	最低額	データ数
千畑地域	18,000円	324筆	23,000円	7筆	15,000円	20筆
六郷地域	18,200円	183筆	23,000円	5筆	15,000円	7筆
仙南地域	19,700円	342筆	23,000円	20筆	15,000円	23筆
町全体	18,800円	849筆	23,000円	32筆	15,000円	50筆

問い合わせ ● 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

## 人・農地プランは 集落が抱える「人と農地の問題解決」のための「未来の設計図」です

町では、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」を解決するために、町全体を一つにした「美郷町人・農地プラン」を策定しています。

新規に就農する場合や農地集積の予定がある場合などには、プランの見直しを行いますので、下記までご相談ください。なお、地域の中心となる経営体になる場合は集落での話し合いが必要です。

### ■見直しに向けての今後の流れ

10月末の見直し予定のプランにおいて新たに地域の中心となる経営体になる方は、9月中旬までに集落での話し合いによる合意形成が必要です。

また、農地を貸す希望のある方は、相手方を決める前に下記の農協支所までご相談ください。



プランの次回見直し予定は  
**10月末**です。

問い合わせ ● 秋田おばこ農協千畑宮農センター ☎0187(85)4114  
 秋田おばこ農協六郷宮農センター ☎0187(84)0440  
 秋田おばこ農協仙南宮農センター ☎0187(82)1033  
 秋田ふるさと農協金沢宮農資材課 ☎0182(37)2124  
 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913  
 町農政課 ☎0187(84)4908

## 冬期明けのメーター検針にご協力ください

冬期間、積雪のために休んでいた上下水道や農業集落排水のメーター検針を、5月10日頃から再開します。検針に当たっては、次の点にご協力・ご留意をお願いします。

### ■メーター検針へのご協力をお願いします

- ・検針員が各家の敷地に入って検針しますので、ご了承ください。
- ・メーターボックスの上に冬囲い資材などを置いたままでは検針ができません。スムーズに検針できるようご協力をお願いします。

### ■5月の料金で冬期間の精算を行います

- ・冬期間は積雪によりメーター検針ができないため、利用者の状況に応じて、基本料金のみ請求または暫定水量による料金の請求をしています。
- ・**5月で精算する関係上、検針の際に「使用量のお知らせ」を配布せず、後日郵送する「精算書」でお知らせします。**

漏水修繕する場合は、修繕を行う業者が町指定の水道工業者かどうかご確認ください。

### ■冬期間の凍結などで漏水した場合

今年の冬は極端に気温が下がった日もあり、凍結などで水道管が破損し、漏水していることも予想されます。漏水と思われる場合は、次の方法で確認してください。

#### ①漏水の確認方法

全ての蛇口を閉じた状態でもメーターの**パイロットマーク**が回っている場合は漏水と考えられます。(デジタルメーターの場合は黒く点滅します。)

パイロットマーク



#### ②漏水の修繕

町が指定している水道工業者に依頼して、できるだけ早めの修繕を行ってください。

#### ③料金の減免等

修繕をした水道工業者から「漏水証明」を作成してもらい、役場に減免申請をしてください。ただし、凍結防止のために夜間蛇口から水を流しっぱなしにしていたり、明らかに不注意によるものは減免の対象なりません。

問い合わせ ● 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910